

四日市市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第41号

四日市市水道事業給水条例の一部を改正する条例

四日市市水道事業給水条例（昭和35年四日市市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の申込み)</p> <p>第10条 給水装置の新設、増設、変更、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(工事の申込み)</p> <p>第10条 給水装置の新設、増設、変更、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条の2 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条の2 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める</p>

給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部お客様センター)